

協力業者の皆様へ

工事下請契約約款等の改訂について

2026年3月4日

(株)本間組

2025年12月12日付建設業法改正施行、標準工事下請契約約款（以下、「標準約款」という。）改訂に伴い、2026年4月1日付で弊社の工事下請契約約款（以下、「弊社約款」という。）を改訂いたします。以下に改訂ポイントについて説明します。

1. 標準約款改訂に伴う弊社約款の改訂

- ・ 「建設業法令遵守ガイドライン」では、標準約款そのもの又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本とされており、弊社約款も改訂しました。

2. 建設業法の改正施行、標準約款の改訂に伴う弊社約款の変更点（カッコ内は弊社約款該当条項数）

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 「材料費等記載見積書」の作成 | （第2条第2項） |
| ② 「コミットメント条項」の新設 | （第2条の2） |
| ③ 下請負人による「おそれ条項」の規定化 | （第22条） |
| ④ 「反社条項」の標準化に伴う規定の修正 | （第38条第十号） |

3. 見積条件書と見積書の様式改訂

- ・ 弊社約款が改訂されたことに伴い、見積条件書及び見積書の弊社様式を改訂しました。

（見積条件書について）

- ・ これまで、見積条件書（A3横サイズ）の右側に基本条件事項を表示しておりましたが、今後は弊社約款の中から見積に際し必要とされる条項について抜粋したものを表示することとします。なお、見積にあたっては、弊社約款（第12版）全体の内容を踏まえた上で行われますようお願いいたします。
- ・ 見積条件書の受け渡しは変更ありません。弊社担当者からの条件提示を確認いただき、確認日付、署名捺印いただき、弊社担当者に1通をお渡しくください。

(見積書様式について)

- ・ 「材料費等記載内訳書」を作成していただくにあたり、これまで、労務費、法定福利費、安全対策費について記載をお願いしておりましたが、法改正により追加となった材料費と建退共掛金の金額も記載できるようにしました。
- ・ 内訳書に、「うち材料費」という形で、該当する金額を記載できるようにしました。また、可能であれば内書き方式ではなく、内訳明示方式での記載にご協力ください。なお、内訳書は貴社様式での提出も可能といたします。

4. 新弊社約款適用の時期

(工事下請契約約款)

- ・ 新弊社約款（第12版）は、原則として注文書発行日が2026年4月1日以降の外注契約より適用を実施します。

(見積条件書・見積書(鑑))

- ・ 新見積条件書（第18版）及び見積書(鑑)（2026.4.1改訂 現業統一様式）は2026年4月1日以降に見積依頼する外注契約から適用を実施とします。

以 上

【お問い合わせ先】

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| ・ 購 買 部 | 担当：諸橋 | TEL：025-229-8251 |
| ・ 法務・監査室 | 担当：水沢 | TEL：025-229-8373 |